

第4章 騒音・振動

1 騒音に係る環境基準

表4-1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定（平成24年3月23日豊田市告示第121号、最終改正平成30年6月26日豊田市告示第300号）

（単位：dB）

類型	該 当 地 域	基 準 値				
		一 般 地 域		道 路 に 面 す る 地 域 ※		
		昼 間	夜 間	地 域 区 分	昼 間	夜 間
		午前6時 ～ 午後10時	午後10時 ～翌日 午前6時		午前6時 ～ 午後10時	午後10時 ～翌日 午前6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55	45	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50	車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に 近接する空間における特例 （全地域共通）		70	65	（備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

幹線交通を担う道路：

- （1）道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
- （2）上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間：

次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- （1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- （2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※都市計画区域外については、環境基準の適用はありませんが、環境省通知（環水大自発第110914001号）に基づき、市街化調整区域とみなして評価しています。